

夢ファーム（就労継続支援B型）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人あい里が設置する夢ファーム（以下「事業所」という。）において実施する障害者総合支援法（平成24年法律第51号。以下「法」という。）に基づく就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて就労継続支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援B型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援B型を提供する。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 3 前2項のほか、障害自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称は、次のとおりとする。

- （1）名称 夢ファーム
- （2）住所 長崎県佐世保市吉井町高峰343番地2

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤1名）
従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。管理業務に支障がない場合は、他の業務を兼務することができる。
- （2）サービス管理責任者 1名（常勤1名）

サービス管理責任者は、就労継続支援事業B型の計画作成に関する業務を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等サービス管理を行うものとする。

(3) 職業指導員 3名（常勤1名、非常勤2名）

職業指導員は、利用者の職業指導及び職業訓練に関する業務に従事する。

(4) 生活支援員 2名（常勤1名、非常勤1名）

生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

(5) 目標工賃達成指導員 1名（常勤1名）

目標工賃達成指導員は、策定した「工賃向上計画」に掲げた工賃目標の達成に向け、就労内容の改善、就労業務の新規開拓等を行う。

(6) 事務職員 2名（非常勤2名）

事務職員は、庶務及び会計に関する業務に従事する。

(7) 調理員 2名（非常勤2名）

調理員は、調理に従事する。

2 上記の員数については、配置基準を下回らない範囲で変動することがある。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者は20人とする。

(内容)

第7条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は次のとおりとする。

(1) 就労継続支援B型計画の作成

(2) 生産活動その他の活動の機会の提供

(3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

(4) 施設外支援の実施

(5) 施設外就労の実施

(6) 前各号を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援

(7) 前各号に掲げるもののほか、就労継続支援B型の利用者に必要な支援

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第8条 指定就労継続支援B型を提供した際には、支給決定障害者から当該就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援(B型)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した額をいう。)の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用 200円

(2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、佐世保市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時への関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第13条 事業所において指定就労継続支援B型を提供するため主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) その他 市町、相談支援事業所が必要と認めた者

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第15条 提供した指定就労継続支援B型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせん出来る限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、第4条を改正し、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、第1条、第4条、第5条、第7条を改正し、平成28年4月1日より施行する。

附則

この規程は、第4条第1項(3)を改正し、平成29年4月25日より施行する。

附則

この規程は、第5条(1)を改正し、令和2年6月1日より施行する。

附則

この規程は、第4条(4)を改正し、令和2年10月17日より施行する。